

佐賀県地域医療再生基金条例をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第一号

佐賀県地域医療再生基金条例

(設置)

第一条 地域医療の課題を解決するため県が策定する地域医療再生計画に基づく事業（以下「地域医療再生事業」という。）の実施に必要な経費の財源に充てるため、佐賀県地域医療再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、地域医療再生事業の実施に必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、地域医療再生事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。